

公正取引委員会、LNG 仕向地制約は独占禁止法上問題のおそれとの見解を表明

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
常務理事 首席研究員
小山 堅

6 月 28 日、わが国の公正取引委員会は、「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」を公表した (http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1.html)。同委員会は国家行政組織法による 3 条機関であり、わが国の独占禁止法の執行を担う、内閣府の外局として置かれている行政委員会である。その同委員会は、今回の調査報告書において、液化天然ガス (LNG) の取引実態に関する内外の事業者への書面調査・聴取調査を踏まえ、以下のポイントからなる見解を表明した。

第 1 は、LNG 取引のうち、LNG 買主への引渡地点を輸出国の船積港とする「積み地渡し」(Free on Board : FOB) 条件によるものについては、買主がその LNG を再販売することを制限する「仕向け地条項」や仕向け地変更に関する制限、そして再販売に関わる利益を買主と売主で分配することを規定する利益分配条項は、共に独占禁止法上問題となるおそれがある、という点である。

第 2 は、LNG 買主への引渡地点を輸入国の仕向港とする「揚げ地渡し」(Delivered Ex-Ship : DES) 条件によるものについては、仕向地条項・変更制限そして利益分配条項について、「直ちに独占禁止法上問題となるものではない」とした点である。しかし、同時に DES 条件による LNG 取引についても、仕向地変更について、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず売主が同意を拒否する場合、独占禁止法上問題となるおそれがある、とした。また、仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや運用において競争制限的な条件を仕向け地変更の条件とすることは、独占禁止法上の問題となるおそれがある、としている。利益分配条項に関しても、合理性が認められない分配結果をもたらす場合など、条件によっては、独占禁止法上問題となるおそれがあるとしている。

第 3 に、巨額な初期投資が必要な LNG プロジェクトの立ち上げに必要な要素として、買主が一定数量の LNG を長期に亘って引き取ることを義務付ける「Take or Pay 条項」に関しても、「直ちに独占禁止法上問題となるものではない」、としながら、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に厳格な「Take or Pay 条項」を課すことは、独占禁止法上問題となるおそれがある、とした。

さらに、同報告書は、上記見解を踏まえ、①今後、新規の LNG 契約締結時や契約期間満了後の更新時において、再販売の制限につながるような競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないようにすること、②契約期間満了前の既存契約においても、少なくとも再販売の制限等につながる競争制限的な取引慣行を見直すことが必要であること、③同委員会として、引き続き LNG 取引の動向を注視し、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対

処する、という点をまとめとしている。①②に関しては、いわば LNG 取引の当事者（売主・買主）に、適切な対応を、公正取引委員会として促しているものである。

わが国のエネルギーミックスにおいて、LNG は重要な役割を果たしている。とりわけ、震災・原発事故後、LNG 火力は電源の 4 割超のシェアを占める極めて重要なエネルギー源となっている。その LNG を、より競争的な価格で、かつ内外市場の変化に対応できるよう、柔軟に調達して行くことはわが国エネルギー政策の最重要課題の一つとなっている。その状況下、2014 年後半以降の原油価格低下、国際 LNG 市場における供給過剰状態の出現と当面の持続等の結果、LNG 価格は全般的に低下し、「買手市場」状況が生まれている。しかし、他方では、わが国における原子力発電所再稼働を巡る不確実性、再生可能電力の大量導入、そして、電力・ガス市場における自由化の進展で、将来のガス・LNG 需要を巡る不確実性も高まっている。その結果、より柔軟で、競争力ある形での LNG 調達は喫緊の重要課題となり、その中で、LNG 取引の柔軟性拡大と、LNG 市場そのものの柔軟性拡大が重要視されてきた。

こうした中、わが国政府は、欧州単一市場構築を阻害し、競争法違反であるとの観点で 2000 年代に入ってから仕向地条項撤廃を進めてきた EU の取組み等に留意しつつ、LNG 取引における柔軟性向上・改善を政策的に重視してきた。仕向地制限の撤廃を働きかけていくことは閣議決定でも明記され、2016 年 5 月に発表された、経済産業省による「LNG 市場戦略」の中でも、流動性が高い LNG 市場発展を目指す上で仕向地条項の撤廃・緩和が重要である旨、強調されていたところである。また、政策サイドだけでなく、わが国の LNG 買主にとっても、前述した日本の市場環境の下では、より柔軟な LNG 調達を目指すニーズは高く、仕向地条項の撤廃・緩和は、官民共通の重要課題となっていたのである。

今回、わが国の独占禁止法の執行を担う公正取引委員会が、詳細な調査・分析に基づいて、上述した見解と今後の対応を公表したことのインパクトは大きい。LNG の新規契約と既存契約の更新の際だけでなく、既存契約についても、「競争制限的な取引慣行を見直すことが必要」と明示されたため、わが国の企業は、同委員会の見解に十分な留意・考慮を行うことは不可欠となるからである。それは、とりもなおさず、わが国企業だけでなく、取引のカウンターパートとなる海外企業にとっても重要な影響を及ぼす可能性があることを示唆している。もちろん、今回の公正取引委員会による見解は、当事者間での対応を促すものであり、その点では、変化が生じていくスピードはある意味では緩やかなものかもしれない。しかし、従来の取引慣行を見直し、市場の変化を促していく重要な一石となる可能性は大いにあると言えるだろう。

今後、今回の調査報告書の公表を踏まえ、市場における当事者間の対応がどう展開して行くか、が注目される。同時に、今回は、わが国の公正取引委員会が独占禁止法の観点から LNG 取引に関する見解を表明したわけだが、こうした動向がわが国に止まらず、他の主要なアジアの LNG 輸入国にどう広がるのか、広がらないのか、にも留意する必要があるだろう。わが国は世界最大の LNG 輸入国であるが、今後の LNG 市場の成長はアジア、中でも新興国アジアとなることは必至である。今回の調査報告書は、わが国を巡る LNG 取引だけでなく、アジア LNG 市場の更なる発展と変革に向けて、重要な里程標となっていくのかもしれない。

以上